

清和大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、清和大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、「公的研究費」とは、文部科学省又は、文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等による公募型の研究資金をいう。

(既定の準用)

第3条 前条に掲げる以外の公的研究費等の交付を受けた場合においても、この規程を準用する。

(教職員等の責務)

第4条 教職員等は、公的研究費の不正使用を行ってはならない。

2 教職員等は、統括管理責任者の指示により、この規程を遵守しなければならない。

3 教職員等が公的研究費の不正使用を行った場合は、本学並びに資金配分機関の処分及び法的な責任を負担しなければならない。

(受付窓口)

第5条 本学における研究活動上の不正行為に関する告発に対応するための受付窓口を設置し、担当者を置く。

2 前項の担当者は、総務課長をもって充てる。

3 受付窓口は、次の業務を行う。

一 公的研究費の不正使用に係る告発の受付

二 公的研究費の不正使用に係る告発および提供された情報の整理並びに統括管理責任者への取次

三 第19条に規定する不服申し立ての学長への取次

四 告発者（次条第2項但し書きにおいて、氏名の秘匿を希望した者に限る。）への調査結果の通知

(告発等の取扱)

第6条 告発は、書面（ファックス、電子メールを含む。）、電話若しくは面談による。

2 告発は、原則、顕名により行われ、公的研究費の不正使用を行ったとする研究者及び研究グループ、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正使用とする科学的に合理的理由が示されているもののみを受け付ける。ただし、告発者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

3 受付窓口は告発を受け付けた後、速やかに統括管理責任者に報告する。

4 前項の規定に関わらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取り扱いをすることができる。

5 教職員等の離職等により、告発を受け入れるのが他の研究機関であるべき場合や、他にも調査を行う研究機関等が想定され、合同調査を行った方がよい場合等は、当該告発を他の研究機関に回付あるいは通

知する。

6 他の研究機関から調査の要請があった場合は、顕名の告発があった場合に準じた取り扱いをすることができる。

7 顕名で告発があった場合は、告発者に受け付けたことを通知する。

8 内部監査等職権により、または報道や学会等で公的研究費の不正使用を知りえた場合には、匿名の告発があった場合に準じて取り扱う。

9 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、本学の判断で当該事案の調査を開始することができる。

10 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、被告発者に警告を行うものとする。

11 被告発者が本学以外の研究機関に属するときは、告発・相談を被告発者の所属する機関に回付することができる。

(告発者・被告発者の取扱い)

第7条 学長、統括管理責任者、及び当該告発に関係する教職員等は、調査結果の公表まで、告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査の内容について守秘義務を負う。

2 告発を受け付ける場合、窓口の職員は、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

3 悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分もありうる。

4 告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止することはない。

(調 査)

第8条 本学に所属する教職員等に係る公的研究費の不正使用の告発があった場合、原則として、本学において事案の調査を行う。

2 被告発者に他機関に所属する者が含まれる場合は、他機関と合同で調査を実施することができる。

(予備調査)

第9条 統括管理責任者は第6条第3項の規定による報告を受けたときは、速やかに、告発された公的研究費の不正使用が行われた可能性、関与した者とその程度、および不正使用の相当額等に関して、告発の際に明示された科学的に合理的理由の論理性、告発内容の合理性、調査可能性について予備調査を実施する。

2 予備調査に係る事務は、総務課職員が行うものとする。

3 統括管理責任者は、第6条の告発を受け付けたとき、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を講じることができる。

4 統括管理責任者は、予備調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

5 予備調査委員会委員は、統括責任者が本学専任教員から指名した者若干名をもって組織する。

6 予備調査は、第3項の規定により保全された資料若しくは予備調査委員会が自ら収集した資料を精査し、又は職員等から事情聴取することにより実施する。

7 告発受付後、概ね30日以内に本調査実施の有無を決定し、統括管理責任者は学長に報告するものとする。

8 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、速やかに本調査を行わなければならない。

9 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等は保存し、資金配分機関や告発者の求めに応じ開示するものとする。

10 予備調査に係る資料等については、総務課において5年間保存するものとする。

11 学長は、調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。

(本調査の通知・報告)

第10条 学長は、調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、これに加え当該被告発者所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者が特定されないよう十分配慮する。

2 学長は、文部科学省に対し、また当該事案に係る公的研究費が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関に対し、調査を行う旨を報告する。

3 調査は、調査実施の決定後30日以内に開始する。

(本調査委員会)

第11条 学長は、本調査を行うことを決定した場合、統括管理責任者を委員長とする本調査委員会を設置して本調査に当たらせることができる。

2 本調査委員会は、次に掲げる調査委員をもって組織し、過半数は外部の者とする。

- 一 公的研究費に係る不正使用対応統括管理責任者
- 二 本学専任教員から学長が任命した者若干名
- 三 当該研究分野の研究者であって学長が適任と認めた外部の者
- 四 法律及び会計等の専門的知識を有する者であって学長が適任と認めた外部の者

3 本調査委員会は委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

5 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

6 調査委員は、調査等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。

8 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた調査委員の指名に異議がある場合は、前項の通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。

9 異議申立てがあった場合、学長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議

申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

10 本調査委員会に係る事務は、総務課で行う。

(調査方法・権限)

第12条 本調査は、指摘された当該公的研究費に係る各種収支関係書類、または研究成果の精査、関係者からの事情聴取並びに告発に係る書面に基づき、不正使用の有無、関与した者とその程度、および不正使用相当額等について調査する。この際、被告発者の弁明の聴取も行う。

2 本調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者等の関係者は、誠実に協力するものとする。

3 本学以外の機関において調査が必要な場合、当該研究機関に協力を要請する。他研究機関からの協力要請には、誠実に協力する。

(調査の対象となる研究)

第13条 調査の対象には、不正使用の告発に係る公的研究費から支出される研究のほか、本調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究をも含めることができる。

(証拠の保全措置)

第14条 本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を講ずることができる。

2 本学以外の機関において証拠の保全が必要な場合は、当該研究機関に協力を要請する。他研究機関からの保全要請には、誠実に協力する。

3 以上の措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告)

第15条 調査の終了前であっても、告発等に係る公的研究費に対する資金を配分した当該資金配分機関の求めに応じて、中間報告をすることができる。

2 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該配分機関に報告するものとする。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第16条 調査に当たっては、調査機関における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(認定)

第17条 本調査委員会は、前条の本調査の結果得られた物的証拠、証言、被告発者の弁明等の諸証拠を総合的に判断して公的研究費の不正使用か否かの認定を行う。

2 被告発者は、自己の責任において、公的研究費の不正使用疑惑に対し、科学的根拠（生データや実験・観察ノート等）に基づき説明しなければならない。各種収支関係書類及び研究成果に関わるデータ等が保存されていない場合は、原則として不正使用とみなされる。

3 本調査委員会は本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、公的研究費の不正使用の有無、不正使用と認定された場合はその内容、不正使用に関与した者とその関与の程度、不正使用と認定された研究に係る各種収支関係書類、研究成果等、及び不正使用相当額を認定する。

4 公的研究費の不正使用が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づ

くものであることが判明した場合は、本調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告及び通知)

第18条 本調査委員会は、調査を終了したときは、速やかに学長に調査結果を報告しなければならない。学長は、告発者及び被告発者（被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者を含む。）に通知するとともに、被告発者が他の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知しなければならない。告発者のうち、氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

2 一、当該事案に係る公的研究費が競争的資金を配分されたものである場合は、当該配分機関に当該調査結果を通知する。

二、当該配分機関に対し、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

3 告発等がなされる前に辞退または返還された公的研究費に係る調査で、不正使用があったと認定されたときは、辞退など研究者が自ら行った前後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。

4 悪意に基づく告発との認定があった場合、学長は告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第19条 公的研究費の不正使用と認定された被告発者は、調査結果が通知された日から10日以内に、窓口を通じ、学長に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、その認定について、前項により不服申立てをすることができる。

(再調査委員会)

第20条 学長は、前条の不服申立てを受理したときは、速やかに再調査委員会を設置する。

2 再調査委員会は、本調査委員会の委員をもって組織する。ただし、不服申立ての趣旨が、本調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、再調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

3 公的研究費の不正使用があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、本調査委員会（前項のただし書きの場合は、本調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査の必要性を速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長に報告し、学長が被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると再調査委員会が判断するときは、学長は以後の不服申立てを受付けないことができる。

4 再調査を行う決定を行った場合には、再調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。

5 学長は、被告発者から公的研究費の不正使用の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。競争的資金を配分された事案の場合は、競争的資金の配分機関に当該調査結果を通知する。不服申

立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

6 本調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告し、学長は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。競争的資金を配分された事案の場合は、競争的資金の配分機関に当該調査結果を通知する。

7 悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあった場合、学長は、被告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。競争的資金を配分された事案の場合は、競争的資金の配分機関に通知する。

8 前項の悪意に基づく告発と認定された被告発者からの不服申立てについて、再調査委員会（第3項ただし書きの場合は、再調査委員会に代わる者）は、30日以内に再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。学長は、この審査の結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。競争的資金を配分された事案の場合は、競争的資金の配分機関に当該調査結果を通知する。

（調査結果の公表）

第21条 公的研究費の不正使用が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表内容には、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、不正使用相当額、本学が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

2 不正使用が行われなかったとの認定があった場合は、原則として、調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査内容が明白になっている場合は、調査結果を公表することができる。

3 悪意に基づく告発の認定があった場合には、その理由、被告発者の氏名・所属を発表することができる。

4 前3項のいずれの場合にも、学長は、文部科学省に対し、速やかに調査結果を報告するものとする。

5 調査結果の公表の方法については、別に定める。

（調査中における一時的措置）

第22条 学長は、本調査を行うことが決まった後、本調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る公的研究費の支出を停止することができる。

（公的研究費の不正使用が行われたと認定された場合の緊急措置）

第23条 公的研究費の不正使用が行われたとの認定があった場合、不正使用への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正使用が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著書（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに本学が交付する研究費の使用禁止を命ずる。

2 被認定者に対する措置は、学長室が学長室規程に基づき適切な処置をとるとともに、公的研究費の不正使用と認定された論文等の取り下げ、及び公的研究費の辞退または返還を勧告する。

（公的研究費の不正使用は行われなかったと認定された場合の措置）

第24条 公的研究費の不正使用は行われなかったと認定された場合、本調査に対してとった研究費支出停止の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 当該事案において公的研究費の不正使用が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。

3 公的研究費の不正使用を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

4 告発が悪意に基づくものと認定された場合、被告発者に対して、学長室が学長室規程に基づき適切な処置をとるとともに、告発者の氏名・所属、認定理由等を通知する。

(専門家の意見)

第25条 学長及び調査委員会は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の専門家の意見を求めることができる。

(雑 則)

第26条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、学長の上申を経て、理事長が別に定める。

(改 廃)

第27条 この規程の改廃は、学長の上申を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。